



—第77回—

外国人患者への対応

回答：小林米幸*

Kobayashi-Yoneyuki

Question

外国人の急患！
意思の疎通はどうしたらいいですか？

A
NSWER

意識がないような緊急の場合は生命保持のために、まず、なすべきことは決まっていますので、意思の疎通はむしろ問題にならないと思います。問題となるのは意識がある場合に既往歴、現症を尋ねる時、病状や治療方針を説明し、インフォームド・コンセントに基づいた医療をしようと思がけた時でしょう。外国人＝英語という考え方は捨てたほうがいいと思います。我が国に在留する欧米人についても南米のスペイン語圏、ポルトガル語圏出身

※医療法人社団 小林国際クリニック理事長・院長（〒242-0005 神奈川県大和市西鶴岡3-5-6-110）

者の方が英語圏出身者より多いのですから。

原則の第1は簡単な日本語でゆっくりと話しかけることです。日本に居住する外国人には日常会話がなんとかできる程度の人はいくらもいます。どうしても日本語が通じない場合には通訳が欲しくなります。といっても1つの医療機関で多言語の通訳を確保しておくことなどできるはずありません。原則の第2、お勧めしたいのは電話での通訳です。NPO法人AMDA国際医療情報センターは外国人からの、または外国人に関する医療・医事相談を多言語で電話で受け付けている専門機関です。相談費用は無料です。電話相談の支障にならないかぎり電話通訳に対応しています(表1)。また東京都保健医療情報センターでも同じく電話で救急医療通訳事業サービスを行っています(表2)。原則の第3、常日頃から外国人患者の来院に備えて医療関係の翻訳書籍を準備しておくことも大切です。いくつか種類がありますがここでは前記のAMDA国際医療情報センターの出版物をあげておきます(表3)。

ワンポイント

- ①簡単な日本語でゆっくりと話しかける。
- ②電話での通訳を利用する。
- ③常日頃から医療関係の翻訳書籍を準備しておく。

表1 AMDA国際医療情報センターの対応言語と受付時間

電話	03-5285-8088
英語・北京語・スペイン語・韓国語・タイ語	月曜～金曜 9:00～17:00
ポルトガル語	月・水・金曜 9:00～17:00
フィリッピン語	水曜 13:00～17:00
ペルシャ語	月曜 9:00～13:00

表2 東京都保健医療情報センター救急医療通訳サービス

電話	03-5285-8185
英語・北京語・スペイン語・韓国語・タイ語	月曜～金曜 17:00～20:00
土曜	9:00～20:00

表3 AMDA国際医療情報センター出版翻訳用書籍

連絡先	事務局	電話	03-5285-8086
11ヵ国語対応	診察補助表		
9ヵ国語対応	服薬指導の本		
16ヵ国語対応	歯科診察補助表		
9ヵ国語対応	在日外国人向け母子保健ガイド(テキストとビデオ)		
7ヵ国語対応	外国人のための入院ガイド		

Question

ところで国の名前をきいても何語がわかるのかわかりません。

ANSWER

もっともな話です。では大原則だけお話ししましょう。例外もあることはお忘れなく。

過去に植民地として統治されていた国々は宗主国の言語と文化の影響を受けています。

まず英国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは英語を母国としています。メキシコ以南の中南米ではブラジルを除いて例外なくスペイン語を母国語としています。ブラジルはポルトガル語です。

次にアジアを見ましょう。英国や米国の植民地であった地域では母国語のほかに英語が通じやすいといえます。英国の植民地だった国はタイを境に西側に広がっており、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ、パキスタンなどです。米国の植民地だったのはフィリピンだけですが、同国は米国統治の以前にスペイン統治の時代があり、スペイン語の単語も現地のタガログ語に溶けこんでいます。タイは過去に植民地支配を受けたことがなく、タイ語以外は英語も通じにくい国の1つです。イランはペルシャ語ですが英語を話す人も少なくありません。

Question

中国人の患者に中国語で質問しても通じません。なぜでしょうか？

ANSWER

「中国語」という単一の言語はないといっても過言ではありません。中国語のなかには標準語である北京語、香港を含む南部で話される広東語、同じく南部の潮州語、上海で話される上海語、台湾で話される台湾語、台湾と海を挟んだ福建省で話される福建語、このほかたくさんの地方言語があります。これらのなかで話が互に通じあうのは台湾語と福建語だけです。地理的に近いからと思われる。それ以外は話し言葉としてはまったくお互に通じません。まるで別の言語です。ただし、違うのは発音だけなので新聞や書籍を読む分には不自由はありません。すなわち「中国語」とは文字でのみ存在する共通語なのです。

ちなみにアジアには広く華僑が散らばっていますがそこにも地域別の住み分けがあります。マレーシア、シンガポールは広東語、しかしシンガポールでは北京語での教育を進めており若い世代は北京語を話します。同じマレーシアでもペナン島では福建人の、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマーは潮州人の多い地域です。

Question 母国語で書いた印刷物を見せてもはっきりとした反応がない、なぜでしょう。



多分字が読めないからでしょう。いわゆる文盲、正式には非識字者といえます。日本では考えにくいことですが、貧困、地域紛争や自然災害の犠牲となって基礎教育の段階で就学の機会を奪われた人々は世界的にみれば少なくありません。このような場合は電話通訳でもいいですから間に通訳を入れることで問題を乗り越えられます。

Question 家族や友人に連絡するにはどうしたらいいですか？



まずは日本国内にいる関係者に連絡をとる方法を考えねばなりません。外国人のなかには在留資格のない状態で滞在している人（いわゆる不法滞在者および密入国者）、働いてはいけない条件で滞在を許可されているのに働いている人（いわゆる資格外労働者）など複雑な問題を抱えた人がいます。こういう人が緊急で医療機関に運ばれてきた場合、付き添ってきた人物がトラブルに巻き込まれるのを回避すべく^{こつぜん}忽然と姿を消したり、なかにはある程度回復すると患者自身がどこかにいなくなってしまうことさえあります。またこのような外国人を雇用していた会社も関係を否定することがあります。ですから付き添ってきた関係者が帰ってしまったらもう二度と連絡がとれないということもあるのです。ゆえに付き添ってきた人がいたら、なぜ連絡先を確認しておくことが必要なのかをわかりやすく話したうえで連絡先を尋ねてみる。

ワンポイント

付き添ってきた人がいたら、なぜ連絡先を確認しておくことが必要なのかをわかりやすく話したうえで連絡先を尋ねてみる。



Question

患者さんが亡くなりました。
どのように処置したらよいですか？



ANSWER

日本では遺体を焼いてお骨にして埋葬するわけですが、国や民族によっては遺体のまま埋葬するのが一般的なところもあります。またイスラム教のように宗教的に遺体を焼くことが許されないということもあるのです。処置について不安に思った場合は当該大使館に尋ねてもいいでしょう。ただし、遺体をそのまま故国まで飛行機で移送するには腐敗しないような処置を施し、荷物として送り返すことになるのですが、乗客として搭乗するよりもはるかに高い費用がかかります。



Question

外国人の患者のケアに際して特に気をつけることは何ですか？



ANSWER

言語の障害は別にして考えるとまず第1はインフォームド・コンセントと人権についてでしょう。欧米人は自分の身は自分で守るという考え方が特に強く、きちんとした説明を受けてさらに医師や看護婦の意見を聞いて最後は自分が決断するというスタイルが一般的です。ですから彼らが満足すべき説明がなされぬまま行われた医療に対しては拒否をしたり、訴訟になることさえ考えられます。また人権に関しては日本人から見てあまり問題がないと思うようなことでも人権について配慮されていないと表現することがあります。その多くの場合は患者さんの側に選択肢がない場合です。例えば同じ給食とか出産方法が1つの方法しかないなどです。

第2は宗教や風俗習慣による食生活や医療習慣の違いです。例を1つあげましょう。食事が摂れないのは体調が悪いからでしょうか？ イスラム教では豚肉を、ヒンズー教では牛肉を食べません。菜食主義者は魚も含めた肉類を食べません。日本食が口に合わないと言って食べない人もいます。こんな時は家族や友人に差し入れしてもらおうといいでしょう。単に食べられない食事が出されていたのか、体調が悪いから食べなかったのかすぐに結論が出ます。

ワンポイント

インフォームド・コンセントと人権、食生活や医療習慣の違いには特に気をつける。

Question

外国人は日本の保険制度に入れるのですか？



日本の保険制度にもいろいろなものがあり、おのこの適用となる在留資格が決まっています。在留資格を確認する最も簡単な方法は外国人登録証を提示してもらうことです。外国人登録証とは日本人でいえば住民票に該当するもので、運転免許証と同じ大きさです。日本にやってきた外国人で3ヵ月以上滞在する人は居住する市町村・区役所で外国人登録をすることが義務付けられています。最近はいわゆる不法滞在者の外国人登録も受け入れる地方自治体が増えています。外国人登録証の表面には在留資格が記載されており、不法滞在者のものには在留資格の項に「なし」と記載されています。

さて具体的にどのような資格の人がどのような制度の適用を受けるのかお話ししましょう。国民健康保険は日本に1年以上滞在する資格がある場合は加入できます。当初は6ヵ月の在留資格でやってくる日本語学校の生徒でも、授業料を1年分支払っているなど客観的にみて1年以上滞在するであろうと認定される場合は役所の窓口の担当者の裁量で加入できるといわれています。結核予防法、労災保険などは不法滞在者でも適用されます。生活保護法は定住者、永住者ビザを所持している人しか対象になりません。予防接種など地方自治体が施行する事業はたとえ不法滞在者であっても外国人登録をしている人は適用されます。外国人登録は日本人という住民票に該当するからです。近年、不法滞在者の子弟が公立学校に進学を許されるようになってきたのもこのような理由からです。

■ 引用・参考文献

- 1) 小林米幸. 医師・医療関係者のための外国人患者診療ガイドブック. ミクス, 東京, 1993, 157p.

Q&Aのつぼ

外国人といってももしょせん同じ人間です。誠意を尽くした態度で臨めば心配はありません。ただ、言語の問題に対しては日頃から対応策を考えておくべきであり、医療に関する風俗・習慣に関しても日頃から勉強しておく必要があります。